

法学部 追試験実施要項（前期試験）

1 受験資格者

法学部学生で、病気・不慮の事故など「正当な理由」により専門科目（演習科目を除く）・外国語科目（一部科目を除く）・共通教養科目で前期定期試験（前期最終授業時に実施した試験を含む）を受験できなかった者は、追試験の受験を申請することができる。

【「正当な理由」の例】ただしすべて証明書等（後述 4.）がない場合は無効

病気

親族（3親等以内の親族に限る）の危篤・死亡

被災

交通機関の遅延・停止

就職試験等

就職試験や大学院入試など事前に予定が明らかとなっている場合、必ず事前に法学部事務課に相談すること。

試験期間中に就職試験受験予定がある場合、受験先に対し事前に定期試験と日程が重なる旨を説明し、申請期間内に証明書類を受領できるよう依頼をすること。

2. 受験科目の制限

当該学年に履修登録した科目のうち専門科目 5 科目、外国語・共通教養科目 5 科目を限度として追試験を行う。

3. 受験科目の評価

追試験受験科目の評価は、通常定期試験と同じとする。

4. 申請手続き

申請者は、「追試験受験申込書」・「追試験受験申請理由書」（追試験申請当該日の欠席理由を証明する「証明書」を貼付）を提出し、追試験の申請をしなければならない。なお証明書の貼付がない場合は、いかなる理由があっても追試験の申請は認められない。申請書類は、申請期間に法学部事務課まで取りにくること。

【「証明書」の例】

医師の診断書[加療期間が明記されたもの]

事故証明書[事故又は事由が確認できるもの]

交通遅延証明書等

就職試験受験証明書等[3・4年生に限る]

* 証明書を貼付し申請したことで自動的に受験資格が付与されるわけではありません。申込書・申請理由書・証明書に基づいて、法学部が受験の可否を審査するとともに、必要に応じて口頭または書類で説明を求めることがあります。審査を迅速に進めるために、申請に際して特に以下の項目について不備がないことを確認してください。

診断書記載の加療期間と本試験日が一致していること。
診断書記載の内容から本試験日の登校が困難であったこと。
忌引きの場合、葬儀・前々日と本試験日が重なっていること（遠隔地の場合、これに前後1日を加えることがある）を原則とする。
交通遅延証明書の路線が、近畿大学に登録した現住所および帰省先からの通学路として合理的な経路であること。
～ 他、本試験を受験できなかったことにつき、社会通念に照らして合理的かつ正当な理由があること。

「追試験受験申請理由書」には「(本人の)病気用」「交通機関遅延用」「親族急病・忌引き等用」「その他用」がありますので、注意してください。

5. 申請期間

平成22年7月22日(木)～8月2日(月)【休日を除く】時間厳守

時間 9:00～18:30(土曜日は17:00まで。8月2日は
16:00まで。)

場所 18号館1階 法学部事務課窓口

6. 受験資格者の試験時間割発表

追試験受験申請者を法学部で審査し、追試験受験資格者を認定する。掲示板に受験資格者と追試験時間割を掲示する。(審査の結果、受験資格を得られない場合があります。また、科目担当者によっては追試験を実施しない場合があります。)

掲示日 平成22年9月7日(火)9:00予定

掲示場所 18号館1階 法学部掲示板

7. 追試験受験料の払い込み方法

追試験受験資格者は、掲示板で受験許可科目を確認のうえ、本館地下またはKUDOS1階の証明書自動発行システムで受験科目分の「追・再試験料」申込書(1科目につき1,000円)を購入し、法学部事務課に提出して受験票の発行を受けること。

*払い込み期日・時間・場所

平成22年9月7日(火) 9:00～16:00 法学部事務課

8日(水) 9:00～16:00 法学部事務課

(手続期間が短いので、注意してください。)

受験料払い込み手続きを完了していない学生の受験は認めない。

8. 追試験実施(予定)日

平成22年9月9日(木) 予備日9月10日(金)

受験票及び学生証を所持していない学生の受験は認めない。

平成22年7月22日

法学部長